

山形県介護保険審査会の委員の定数に関する条例

平成11年7月9日山形県条例第26号

改正

平成26年3月25日条例第25号

山形県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数に関する条例をここに公布する。

山形県介護保険審査会の委員の定数に関する条例

(公益を代表する委員の定数)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第185条第1項第3号の規定により定める山形県介護保険審査会の公益を代表する委員の員数は、12人とする。

(介護保険法第189条第2項の合議体を構成する委員の定数)

第2条 介護保険法第189条第3項の規定により定める山形県介護保険審査会の同条第2項の合議体を構成する委員の定数は、3人とする。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第25号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。